

2020（令和2）年5月5日

教職員各位

学校法人 松山大学  
理事長 溝上達也

教職員の学外勤務や旅行等に係る

新型コロナウイルス対策の徹底について（要請）【5月5日更新】

標記の件につきまして、当面の間、下記のとおり、要請いたします。

#### 記

1. 日々体調に気を配り、発熱等の風邪の症状（倦怠感や息苦しさがある場合も含む。）が見られるときは、無理をせずに自宅で休養し、出勤しないこと。
2. 愛媛県外への学外勤務（勤務外活動を含む。）については、当面禁止する。
3. 私事による旅行についても、愛媛県外への旅行は、当面の間、厳に慎むとともに、緊急かつやむを得ない事情により、これらの地域に旅行する場合には、教育職員は人事課に、事務職員は所属長に、必ず事前に報告すること。
4. 学外勤務又は私事旅行にかかわらず、国外及び特定警戒都道府県に赴いた場合には、愛媛県内に戻った日から2週間、出勤しないこと。
5. 学内会議については、「中止」又は「延期」とし、緊急性があるものについては、「持ち回りによる会議」又は「オンライン会議」とする。ただし、秘匿性の高い会議については、感染拡大防止を徹底した上で対面会議の開催を認める場合がある。

以上